

## 銀雀山漢墓竹簡『晏子』の資料的價値をめぐって

——出土文獻から傳世文獻を見る——

谷 中 信 一

### 一 はじめに

先秦思想史は、十分な研究蓄積を持ちながら、その一方で傳世文獻の扱いが難しく、そのため信古・疑古の争いが生まれるなど、學說の振幅が比較的大きい憾みがあった。ところが、ここ三〇年來、中國考古學の發達によって、『馬王堆漢墓帛書』（一九七五年）、『銀雀山漢墓竹簡』（一九八五年）、『郭店楚墓竹簡』（一九九九年）、そして『上海博物館藏戰國楚竹書（一）』（二〇〇二年）などのいわゆる新出土資料の刊行が活發になるにつれ、先秦・秦漢思想史研究にも新たな展望が開けてきた。

本稿で取り上げる『晏子春秋』も、長く、春秋後期の齊の

景公らに仕えた名宰相晏嬰の傳記として讀まれてはきたものの、學問的には、偽書の嫌疑を掛けられきた結果、先秦思想史研究のための資料としては殆ど顧みられなかった。ところが、一九七二年四月に山東省臨沂縣銀雀山漢墓から同書の竹簡テキストが発見されたことから、この偽書説を含め『晏子春秋』全體に對して再検討を加えることが可能となった。そこで以下に、竹簡本『晏子』の發見が、(1)テキストの校勘、(2)テキストの成立、(3)思想史研究、などの方面にいかなる意義を發揮しうるかについて、これまでの成果を踏まえながら卑見を述べることとしたい。

銀雀山漢墓竹簡が発見されて凡そ三〇年、これまでその研究がなされていなかったわけでは無論なく、例えば、孫武・

孫臏の二人の孫子については發見當初から注目され、集中的に研究成果が公表されてきた。そのため今でも銀雀山漢墓竹簡と言えば、孫武と孫臏の二人の兵法思想が眞っ先に思い浮かぶのである。

それに對して、『晏子』については殆ど關心が向かわなかつたといつてよい。このことは、そもそも傳世本『晏子春秋』それ自體が、研究者の興味をあまりかき立ててこなかつたことによる。その理由の第一は、『晏子春秋』を思想的に特定の學派に所屬させることが困難であり、従來のように學派を軸にして、思想史を時系列で跡づけていくような方法では、事實上、儒・墨兩方の思想を含んでいて、どちらを重視するかで位置づけが全く二分してしまつた結果、扱いに苦慮せざるを得なかつたことである。また晏子と景公との問答を中心にして彼の言行を記した傳記の體裁を取っている點で、思想文獻としては、違和感が拭えないこと。さらに、その思想内容を分析してみても、儒墨どちらか一方に決し難いことからわかるように、全體として雜駁な印象を免れられないことなどによる。ところが、このことは、同じく齊の桓公の宰相として業績をあげた管仲に因む書『管子』にもほぼ共通して言えることであるから、雜駁性のみをもって資料價值を低く見

銀雀山漢墓竹簡『晏子』の資料的價值をめぐって（谷中）

積もることは避けなければならない。むしろ、積極的にそこるところに特色を見出して研究を進めていくことこそが肝要であらう。

理由の第二は、先にも觸れたところだが、『晏子春秋』それ自體が偽書との疑いがかけられており、かりにそれに反對するにしても、偽書説を覆すに足る十分な證據を提出しなければならず、先秦思想史研究者からは、この點からも「扱いにくい文獻」として敬遠されてきたのである。

竹簡本の發見は、この第二の理由、すなわち偽書説を覆すことができた點において大きな意義を持つと考えられる。

## 二 竹簡本「晏子」の概要

吳九龍釋『銀雀山漢簡釋文』（文物出版社 一九八五年十二月。以下『斷簡釋文』と略稱。）は、銀雀山漢墓から出土した竹簡の斷簡四九四二枚に、逐一釋文を施している。今、吳氏のこの書に據つて、簡単な紹介をしておこう。

現在、書名が明らかにされている主なものは、『孫子兵法』『孫臏兵法』『尉繚子』『晏子』『六韜』『守法守令十三篇』<sup>(4)</sup>『元光元年曆譜』等である。隸書で書かれているために解讀はさほど困難ではなかつたようであるが、細切れになつた「斷簡」

が多いために、原型の回復が難しく、現在なお未整理のままのものも少なくない。<sup>5)</sup>

竹簡はまずその形状(長さ等)から分類される。竹簡本『晏子』は、平均二七・六cmで、一枚あたりの字数は三五字前後<sup>6)</sup>。また、これは銀雀山漢簡を整理するときに役立ったようであるが、竹簡の天地に一〜二cmの餘白のあるのとないのとに分けられ、『晏子』は、『孫子兵法』・『孫臏兵法』・『尉繚子』とともに、天地に餘白を持つタイプであったという。現在、關係者の死去等もあり、整理作業は中斷している。<sup>7)</sup>竹簡本『晏子』の整理情況に關する詳細は、本論末尾の附録を參照されたい。

附録を見ても分かるように、どの篇も四桁の斷簡番號順には復元されていないことから、この番號が出土時の未整理の状態の時に振られたものであることがわかる。と同時に、竹簡本は全部で一六ヶ章分、傳世本の章立てに従っても一八ヶ章分にしかならないから、傳世本の全二〇五ヶ章の一割にも満たないテキストであったことがわかる。

なお、吳九龍釋『斷簡釋文』の斷簡毎の『晏子』釋文を並べて一六ヶ章に再構成してみると、銀雀山漢墓竹簡整理小組編『銀雀山漢墓竹簡』「壹」(文物出版社 一九八五年九月。

以下『晏子釋文』と略稱。)の『晏子』釋文との間に、若干の食い違いや誤りがあるので、以下に記しておく。

①『斷簡釋文』に付けられた斷簡番號に誤りがあるもの。  
 〈・景公問晏子曰、忠臣之行、何如。答曰、忠臣不合〉の番號は「0896」とあるべきなのに、「0876」の番號が附されている。「9」を「7」と誤ったらしい。

②『斷簡釋文』が配當する章數に誤りがあるもの。

0734は(晏・三)ではなく、(晏・一〇)の誤り。

1215は(晏・一一)ではなく、(晏・一二)の誤り。

以上は單純な校正ミスとして處理すべきであろう。しかし、次の場合はどうか。

③『晏子釋文』中にない部分が、『斷簡釋文』では『晏子』の斷簡として配當されているもの。

例えば、(3687:……爲天下而……)は、『斷簡釋文』では(晏・四)とされているが、『晏子釋文』の(晏・四)には見えない。

同様に、(2524:公不尙(上)焉柏常鳶見曰□……)。(2588:若爲之今寒……)。(2992:……公不尙焉鳶見……)。(3007:……焉)。(3170:……益)。(3922:……□益壽……)はいずれも、『斷簡釋文』では(晏・一三)に、(3815:……有危亡

有……)は(晏・一四)に、それぞれ配當されているが、『晏子釋文』の(晏・一三)及び(晏・一四)には見えない。④『晏子釋文』中では『晏子』の斷簡として處理されている部分が、『斷簡釋文』中にないもの。

例えば、『晏子釋文』の(晏・二)には見える〈欲觀之。公〉、  
□□□君子所□。、〈城之務、及び〈善。遂〉の四枚の斷簡が、『斷簡釋文』に見えない。以下、同様に、

(晏・三)〈公曰、異哉□□〉と〈令所睹於□〉の二枚の斷簡が、『斷簡釋文』に見えない。

(晏・九)〈令、先之以行、〉の斷簡が、『斷簡釋文』に見えない。

(晏・一〇)〈若弗式、趨富〉の斷簡が、『斷簡釋文』に見えない。

(晏・一二)〈也、嘆哀吾君必不免於難也。〉の斷簡が、『斷簡釋文』に見えない。

(晏・一三)〈矣。柏常騫曰、□、〉〈令人視之、梟、及び〈臺、成而〉の三枚の斷簡が、『斷簡釋文』に見えない。

(晏・一四)〈高子問晏〉の斷簡が、『斷簡釋文』に見えない。

(晏・一五)〈衆、博學不〉の斷簡が、『斷簡釋文』に見えない。

銀雀山漢墓竹簡『晏子』の資料的價值をめぐって(谷中)

兩書はほぼ同時期に刊行されたにもかかわらず、③④に見るような不一致がなぜ生じたのか、甚だ理解に困しむ。

### 三 傳世本『晏子春秋』とその研究の現状

これまで『晏子春秋』研究が全くなされていなかったわけでは無論ない。例えば、張純一著『晏子春秋校注』(附一九三〇年自序)、吳則虞著『晏子春秋集釋』(附一九六一年自序)、王更生著『晏子春秋今註今譯』などは、いずれも優れた注釋書である。けれどもこれらは竹簡本『晏子』發見以前、あるいはそれ以後であってもその成果が取り入れられていない著作であるために、もはや萬全とは言い難い。

近年中國で陸續と刊行された『晏子春秋』の譯注書は、竹簡本『晏子』の發見以後の著作であるにもかかわらず、これをほとんど利用していない。出土資料の價值を認めていないからか、單なる著者の配慮不足からか、にわかには斷じ難いが、少なくとも竹簡本『晏子』に一通り目を通せばその價值の高さに氣附くはずであるから、それへの關心を示さないのはやはり異様である。その中で唯一の例外は、李萬壽著『晏子春秋全釋』(貴州人民出版社 一九九三年)で、これは竹簡本『晏子』を用いて校定している。とはいえ、それとても駢

宇騫著『晏子春秋校釋』（書目文獻出版社 一九八八年）を参照しているに過ぎず、従って、現在、竹簡本『晏子』を正面から取り上げた研究者は、管見では、駢宇騫氏一人である。

彼の書は、竹簡本『晏子』を傳世本『晏子春秋』と對照させつつ、詳細な校釋を施した勞作で、近年、出土資料の關心の高まりにつれて、萬卷樓から改訂され再版されている。

次いで、拙著『晏子春秋』上下（明治書院 二〇〇〇、二〇〇一年）が、竹簡本『晏子』を語釋等に利用した最初の譯注ということになるが、これとても發見から既に三〇年近くが経過しており、いかに『晏子春秋』が思想史研究の埒外に置かれていたかが、これによっても確認できる。

#### 四 竹簡本『晏子』出土の意義

##### (一) テキスト校勘上の意義

現存する最古の傳世本『晏子春秋』のテキストは宋本に由来をもつ元本であるとされる。それを基準にすれば、竹簡本『晏子』は、それをすら優に一千年遡るテキストということになるのであるから、この發見がいかに矚目に値するかが分かる。

従って言うまでもないことであるが、これまではそうした

傳世本のみに基づいて本文の校訂などが行われてきたわけで、竹簡本から見れば不正確であった、と言わざるを得ない考證も存在した。先學、わけても清朝考證學を代表する王念孫は、その著『讀書雜誌』において『晏子春秋』に數々の考證を加え、そこに深く鋭い見識を示したことでよく知られる。しかし、この竹簡本の發見は彼の考證に一部修正を迫ることとなった。もちろん、これと同時に、彼の考證の正確さが證明されることにもなった。以下、その點を具體的に檢證してみる。

(A) 王念孫をはじめとする先學の考證が正確だった例。

(晏・四) …内篇諫上第二章

①傳世本は「伐無罪之國」。黃以周は、元刻によって「公」字を補うべきとしている。確かに竹簡本には、黃以周の指摘通り、「公伐無罪之國」とある。

(晏・五) …内篇諫下第一章

②傳世本は「謂于民」。王念孫は、「謂」と「調」は形が近いために誤ったのであろうとして、「調于民」改めるべきことを言う。確かに竹簡本には、王念孫の指摘通り、「調于民」とあ

る。

なお、孫星衍が「謂」の字には誤りであろうと指摘したことに始まり、洪頤煊・黃以周は「謂」のままで「勤」の意味に解すればよいと言い、劉師培は初め『補釋』では「爲」(「化」に通じ、教化の意)の誤りとしたが、後に『校補』で「誨」(教えるの意)に改めるべきと言い、吳則虞はこの劉説に同調している。また、于省吾は「惠」に改めるべきと言う。なお、張純一は、劉説に同調するが、「誨」と「謂」は意義が近いので「謂」のままで「誨」の意味に解することができるとして改める必要はないと言うなど、まさに諸説紛々であった。が結局は、竹簡本によって王説に落ち着いたというべきだろう。

③ 傳世本は「爲璿室玉門」。王念孫は、下文の「作爲頃宮靈臺」と對をなしているから「作」字があるべきだと言う。確かに竹簡本には、王念孫の指摘通り、「作爲頃宮靈臺：作爲環室玉門」とある。

(晏・六)・内篇問上第三章

④ 傳世本は「好酒而辟」。張純一は、この句は「厚藉敷而急使令」と對句であるはずなのに字數が揃わないことから脱文

銀雀山漢墓竹簡『晏子』の資料的價值をめぐって(谷中)

があるのではないかと疑う。確かに竹簡本には、張純一の指摘通り、「好酒而養辟」とある。

⑤ 傳世本は「意使令」。王念孫は、「意」字恐らくは「急」の誤りではないかと言う。確かに竹簡本には、王念孫の指摘通り、「急使令」に作っている。

⑥ 傳世本は「無以和民」。吳則虞は、下文の「政無以和之」によれば「政」字を補うべきであると言う。確かに竹簡本には、吳則虞の指摘通り、「正(＝政)無以和民」とある。

(晏・七)・内篇問上第一〇章

⑦ 傳世本は「珪璋」。王念孫は、祈禱に「珪璧」を使い「珪璋」は使わなかったこと、また諫上篇第十二章に「犧牲珪璧」の語が使われていることなどにより「圭璧」に改めるべきと言う。確かに竹簡本には、「圭璧」とある。

(晏・八)・内篇問上第一七章

⑧ 傳世本は「尙司」。盧文弨は、『墨子』に尙同篇があることから、「尙同」に作るべきであろうと言う。確かに竹簡本には、盧文弨の指摘の通り、「尙同」とある。その後、于省吾は、盧説を非として「尙司」のままでよく、その意味は「尙治」

であるとしたが、結局、盧説に落ち着いたわけである。

(晏・九)・内篇問上第一八章

⑨傳世本は「先之以行義、；防之以刑辟」。吳則虞は、『群書治要』には「義」と「辟」がないことを根據に、「義」「辟」の二字が後人によって妄りに加えられたのであろうこと、また「行」と「刑」は韻が揃っていることから「義」「辟」の二字は削除するべきであることを言う。確かに竹簡本には、吳則虞の指摘通り、「先之以行、；□之以刑」とある。

⑩傳世本は「此明王教民之理也」。王念孫は、前章の場合と同様、ここは景公の問と一致していなくてはならないはずであること、また『群書治要』が「此明王之教民也」と作っていること、を理由に改めるべきとする。確かに竹簡本には、王念孫の指摘通り、「此明王之教民也」とある。

(晏・一〇)・内篇問上第二〇——二一章

⑪傳世本は「正公」。吳則虞は、これを互倒ではないかと言う。確かに竹簡本には、吳則虞の指摘通り、「公正」とある。  
⑫傳世本は「趨利若不及」。吳則虞は、「利」の上に一字を脱しているのではないかと言う。確かに竹簡本には、吳則虞の

指摘通り、「；富利；」とある。

(晏・一一)・内篇問下第二二——二三章

⑬傳世本は「害身」。吳則虞は、「害民」に改めるべきと言う。確かに竹簡本には、吳則虞の指摘通り、「害民」とある。

(晏・一二)・内篇雜下第四章

⑭傳世本は「聲無不爲也」。盧文弨は、『說苑』辯物篇に據って、「聲」の上に「其」を補うべきと言う。確かに竹簡本には、盧文弨の指摘通り、「其聲；」とある。

⑮傳世本は「臣請讓而去」。盧文弨は、『說苑』に據って「之」を補うべきと言う。確かに竹簡本には、盧文弨の指摘通り「；去之」とある。

⑯傳世本は「亦能益寡人壽乎」。張純一は、「壽」の後に「之」字を補うべきと言う。確かに竹簡本には、張純一の指摘通り「；壽之乎」とある。

⑰傳世本は「亦善」。盧文弨は、『說苑』に據って「亦善矣」に改めるべきと言う。確かに竹簡本には、盧文弨の指摘通り、「夕(亦)善矣」とある。

(晏・一五)・外篇第八第一章

⑱傳世本は、「不可守職」。盧文弨・蘇輿・吳則虞らは、『墨子』に「不可使守職」とあるのよって「使」字を補うべきと言う。確かに竹簡本には、彼らの指摘通り、「不可使守職」とある。

⑲傳世本は、「久喪道哀費日」。王念孫は、『墨子』に「宗喪循哀」とあること、また問上篇第十一章に「不遁于哀」(哀しみに遁はず)とあること、「遁」は「循」と同意であることなどを理由に、「道」は「遁」の誤りであろうとして「久喪循哀費日」に改めるべきと言う。確かに竹簡本には、王念孫の指摘通り、「久喪而循哀」とある。

(晏・一六)・外篇第八第一章

⑳傳世本は「晏子辭黨」。蘇輿は「晏子辭賞」改めるべきと言う。確かに竹簡本には、蘇輿の指摘通り、「晏子辭賞」とある。なお、『說苑』及び『太平御覽』卷九百三十五はともに竹簡本と同じである。

以上のように、彼らの考證の正確さには驚くべきものがあるといわなければならない。わけても、王念孫の炯眼には敬服させられる。

銀雀山漢墓竹簡『晏子』の資料的價值をめぐって(谷中)

(B) 先學の校定が必ずしも正確ではなかった例。

しかし、そうは言っても、やはり彼らの考證が必ずしも完璧ではなかったことを以下の諸例から知るのである。例えば、

(晏・二)・内篇諫上第九章

①傳世本は「以重駕」。于鬯は、この一句は後文に「夫駕八固非制也、今又重此、其爲非制也、不滋甚乎。」とあるのと呼應しているはずであるから、もと「以重駕八」とあったのが、すぐこれに續く「公」の字の「八」の部分と重なってしまい、傳寫の過程で「八」字が脱落したのではないかと言う。しかし竹簡本には、傳世本同様、「以重駕」とあって、于説のように改める必要はない。

(晏・八)・内篇問上第一七章

②傳世本は「修怒」。蘇代は「修怨」の誤りとする。しかし竹簡本には「怒危國」とあり、傳世本のままでよいことがわかる。

(晏・九)・内篇問上第一八章



③傳世本は「不務于上」。王引之は、このままでは意味が通じないから「必務于上」に改めるべきと言う。張純一もこの王説に従い改めている。しかし竹簡本には、「弗務於上」とある。そこで駢字騫は王説を非とした上で、「務」には「勉」の意があり、かつ「勉」には「強」の意があるから、この句は「君主が上にあつて下に對して強迫しない」という意味になると言う。原文のままでは意味が通じないというだけで傳世本を改めてしまうことが、時に不適切であることを教えてくれている。次の例も同様。

④傳世本は「不害之以實」。王念孫は、このままでは意味が通じないから「不害之以罰」に改めるべきと言う。『群書治要』も「不害之以罰」に作っている。この方が、上文の「中聽」との對應もよい。しかし竹簡本には、「不害之以實」とあり、改める必要はない。

⑤傳世本は「遺」。『群書治要』が「違」に作っていること、また上文の「一民同俗」を踏まえた内容であるはずであることから、王念孫は「違」に改めるべきと言う。しかし竹簡本には、「遺」とあり傳世本のままでよい。なお、吳則虞は、「相

遺てず」の意味だとして、このままで誤りはないと言う。

(C) 竹簡本の發見によって新たに校訂の對象となった例。  
(晏・四)・内篇諫上第二二章

①傳世本は「進師以近過、非嬰所知也」。竹簡本は「進師以戰、禍非嬰之所知也」(師を進めて以て戦ふも、禍は嬰の知る所に非ざるなり)に作る。

この箇所は、駢氏が前掲書序言の中でわざわざこの問題を取り上げて竹簡本發見の意義を論じる際の證據として紹介している。彼は言う、

「晏子公曰、伐無罪之國、以怒明神、不易行以續蓄、進師以近過、非嬰所知也。」の句は、從來皆「過」を上の一部として讀んできたのだが、「近過」では文義が通じにくかった。そこで陶鴻慶は「過」字を「禍」に改めるべきと指摘した(『讀晏子春秋札記』)。この説は、傍證がなかっただけで、全く正しい。この度出土した竹簡本『晏子』は「(晏)子曰、「公伐無罪之國、以怒明神、不易行(禍)進師以戰、禍非嬰之所智(知)也」と作っており、もともと「公」「曰」が誤倒しており「以近」は「以戰」とあるべきであり、「過」は下の句に含ませて讀むべきで

あることなどが證明された。：

これは確かに、いかに優れた考證學者として考え及ばないところで、竹簡本が出土して始めて考證が可能になったといわねばならない。

(晏・六)・・内篇問上第三章

②傳世本は「魯好義而民戴之」。傳世本には「君」字がないけれども、竹簡本のように「魯君」のほうがよい。

③傳世本は「民歡」。竹簡本のように「民勸」とあるほうがよい。駢字鸞は形が近いために誤ったのだらうという。

(晏・一〇)・・内篇問上第二章

④傳世本は「非讐乎情」。このままでは解し難く、竹簡本のように「非讐不微乎情」と改めるほうがよい。

(晏・一二)・・内篇雜下第四章

⑤傳世本は「成而不踊焉」。竹簡本のように「臺成而不踊焉」と改めるほうがよい。「臺」字が重なったので脱落したものと思われる。

銀雀山漢墓竹簡『晏子』の資料的價值をめぐって(谷中)

(晏・一四)・・外篇第七第九章

⑥傳世本は「欲辟勝于邪」。このままだと意味が通らないので、竹簡本のように「勝欲辟於邪」と改めるほうがよい。

(晏・一六)・・外篇第八第八章

⑦傳世本は「自晏子沒後、不復聞不善之事」。竹簡本のように「自吾失晏子、于今十有七年、未嘗聞吾不善。今射出質而唱善者若出一口」と改めるほうがよい。なお、『說苑』君道篇も竹簡本と同じである。

⑧「此諸臣之不肖也。知不足以知君之不善、勇不足以犯君之顔、然而有一焉。臣聞」傳世本にはこの一文がない。竹簡本のように補うほうがよい。張純一は『說苑』に據って補っているために、「君之顔」を「君之顔色」に、「臣聞」を「臣聞之」に作ってはいえるものの、『說苑』の方が、傳世本より竹簡本に近いことがわかる。

⑨傳世本は「尺蠖食黃其身黃、食蒼則蒼、是也」。竹簡本のように「尺蠖食黃其身黃、食青其身青、君其有食乎詔人之言歟」と改めるほうがよい。『說苑』には「夫尺蠖食黃則其身黃、食

蒼則其身蒼、君其猶有諂人言乎」とあり、『群書治要』には「尺蠖食黃其身黃、食蒼其身蒼、君其猶有食諂人之言乎」とあって、ここでも傳世本より竹簡本に近いことが確かめられる。張純一は『說苑』に據って「夫尺蠖食黃則其身黃、食蒼則其身蒼、君其猶有諂人言乎」に改めている。

⑩「囊之唱善者、皆欲若魚者也」 傳世本にはこの二句がないが、竹簡本によれば、あるほうがよい。『說苑』にはある。

など、(A)①～②⑩、(B)①～⑤、(C)①～⑩の、總三五例が竹簡本との校勘の對象となつたことになり、そのうち、實際に竹簡本によって校訂を施した個所は、三〇個所に上る。僅か、十六カ章(傳世本に即してみれば十八カ章)についてこれだけの數量であるから、竹簡本『晏子』出土の意義は計り知れない。

## (2) テキスト成立上の意義

本節では、傳世本が内篇と外篇の二部構成になっていることの意味を検證してみたい。

既に見てきたように、竹簡本『晏子』は、内・外篇の一方

に偏ることなく、全篇が内外兩篇に亘っていることが判明した。従つて、内篇を中心部分とし、外篇は從屬的な篇と見なすことは、必ずしも適切でないことがわかる。ところが、四卷本の『晏子春秋』などでは、外篇を内篇に從屬させており、内篇中のほぼ同一内容を持つ章の末尾に細字雙行で記すなど、獨立した扱いをしていない。しかし、竹簡本を通して見る限り、内・外篇それぞれの成立に時間的前後、もしくは重要度の輕重が初めからあつたとは見られず、それはあくまでも後世の操作の結果のように見える。

さらに興味深いことは、竹簡本も外篇第十八章(すなわち『晏子春秋』の最終章で、晏子没後のエピソードを綴っている)をもって終わっていることである。このことから、竹簡本の僅か全十六章においても、本章がやはり『晏子春秋』全篇を締めくくる章として位置づけられていたことが知られた。

また、外篇の第七及び第八の二つの篇は、その一部が竹簡本に既に含まれていたことを考えれば、内篇よりはるかに遅れて創作されたとか、内篇より遅れて『晏子』に編入されたとかと解すべきではないことにならう。劉向が外篇についてその敍録で「復重有りて文辭異なる」篇(ほぼ同一内容の異

傳を捨てることをせず、それらを外篇としてひとつの篇にまとめ上げた」と「頗る經術に合せざる」篇（劉向の思想的立場から見てもいさか反經學的内容の説話群）とに、編集したことを明言しているように、本來は内・外の區別なく傳承されてきたものが、劉向の手で分けられたと見るべきである。従って劉向は、「外篇の經術に合せざる部分は後世の辯士の爲すところか」と疑っているけれども、そこまでの確證はないとせねばならない。

さらに、竹簡本『晏子』は、規模の小さなテキストであるが、それなりに首尾完結している。このことは、「劉向校録」に、内外から収集した『晏子』のテキスト群が、篇數をはじめとして雑多であったので、これらを編集し直して、八篇二〇五章にまとめたと記されていることを裏付けている。

### 結びにかえて——思想史研究上の意義

この竹簡本『晏子』が、晏嬰の出身地である齊の地で著作されたことは、齊語の使用例からも知ることができる。すなわち、内篇諫上第二十章に、「疾者」の語があり、それは「病人」の意であるが、竹簡本では「脊（＝瘡）者」に作っている。これについて、駢宇騫氏は、『公羊傳』何休注の「瘡とは

銀雀山漢墓竹簡『晏子』の資料的價值をめぐって（谷中）

病なり、齊人の語なり」を引いて、これが「病（＝疾）」の意味の齊語であることを指摘している。

また、孟子が齊の國を訪れたとき、公孫丑の問いに答えて「やはりあなたは齊人だ。齊人は政治家といえ、管子と晏子のことしか知らない」といって溜息混じりに答えたことが『孟子』公孫丑上篇の冒頭に見える。これほどに晏子は、齊國において管子と並んで人氣が高かった。孟子のこの會話は戰國時代中期のことであり、またこの漢墓の下葬年代は前漢武帝期であるわけであるから、その間凡そ一五〇年以上の隔たりがあることになるけれども、依然として晏子の人氣の高かったことが、この竹簡の發見により傍證されたと言えよう。これは、晏子に限らない。銀雀山漢簡には孫子の他、太公望や管子の名も見え、彼らもやはり齊にゆかりの人物として、漢代に至ってもなお齊地の人々の關心を集め續けていたことになる。

つまり、群雄の割據を背景に、各地で生成した思想が互いに妍を競い鎬を削り、自らの優位を主張し合っていた戰國時代は終わり、既に統一帝國が成立していた。言わば統一という方向にすべてが向かっていった、まさにその時代、春秋戰國期の思想がなおこのように地域性を濃厚に残しつつ、繼承さ

れ續けていたことが出土資料によって確かめられたのである。このことは天下統一という政治的事實が思想史のレベルでは未だ必ずしも浸透しきっていなかったことの證據として理解すべきであろう。

なお、本稿は、二〇〇二年六月早稻田大學東洋哲學會大會における口頭發表を骨子としている。

### 注

- (1) 傳世本は『晏子春秋』の名で通っているが、竹簡本は『晏子』と稱されているので、今それに従うことにする。
- (2) 『漢書』藝文志では、『晏子春秋』は、諸子略儒家者流の筆頭に著録されている。
- (3) いまそれらの竹簡群の殆どは、濟南市の山東省博物館の地下倉庫で嚴重に保管されている。現在、館内にガラス管に入れられて展示されているのはその複製品である（一九九六年時點）。
- (4) 湯淺邦弘氏は、『守法等十二篇』に改稱すべきとしている。『中國古代軍事思想史の研究』一三八―一四〇頁参照）
- (5) この點は、郭店楚簡などとは違っている。郭店楚簡は斷簡は少ないが、楚系文字で書かれているために解讀が難しい。
- (6) 因みに、郭店楚簡は、八〇四（有字簡七二六）枚、一五〇三二、四c m、『老子』の場合、長さ三二、四c mで一枚當り

の字數は三〇字前後であった。

- (7) 國家文物局研究員胡平生氏談。
- (8) 一九八二年の自序があるが、竹簡本への言及は無い。
- (9) 桓公と管子の問答が『論政論兵之類』と名付けられたテキスト中に見える。例えば、0476' 0676' 0996' 1712' 2834' 3906' 4774に「管子」の名が見え、4667' <……桓公問管……>の「管」も管子のことであろう。また、2783' 3413' 3923' 4085' 4766には「桓公」とか「齊桓」といった名が見える。これらの斷簡は全て『斷簡釋文』では「論・三六・⑦」に分類整理されている。さらに、『守法守令十三篇』中の王兵篇は現行本『管子』參觀・七法・地圖の各篇と共通部分のあることが指摘されている（『銀雀山漢墓竹簡（壹）』一五五―一六〇頁参照）。

### 附録

四九四二枚の斷簡を解讀して、『晏子』と判定されたのは、凡そ二二〇枚、それらを體裁・内容に従って並べて復元してみると、竹簡にして四〇枚分、内容にして全一六ヶ章分であった。以下はその詳細な内譯である。四桁のアラビア數字は、四九四二枚の斷簡に付けられた通し番號。但し、『?』は、『斷簡釋文』に通し番號が附されていないもの。へへは、斷簡一片分。へへは、竹簡一枚分。三桁の漢數字は、『晏子釋文』に付けられた簡の通し番號。【】は、『斷簡釋文』では、『晏子』當該章に配當されているが、『晏子釋文』には見

えな。

1 [斷簡10枚、竹簡四枚分] (内・諫上・3章)

《・景公飲酒、……》3810 [□] 《三日而后發。晏子見曰、「君病酒乎。」公曰、「然。」0793 [□] 《三日而后發。晏子答曰、「古之飲酒也足以道」0514》五二八 《合好而已矣。故男不群樂以》2517 [□] 《事女不群樂》3118 [□□□] 《觴五獻、過者死。君身服之、故上》2487》五二九 《無怨治》3844下 [□□□□] 《一日飲酒、三日寢之、國治怨》2313外、左《右亂乎内。以刑罰自防者、勸乎爲非、以賞譽》1239》五三〇 《自勸者、情乎爲善。上離德》1643……》五三一

2 [斷簡15枚、竹簡七枚分] (内・諫上・9章)

《・翟王子羊》3139 《臣於景》3773 《公、以重駕。公弗說。嬰子》4861 《欲觀之。公》???: [□] 「晏子寢病也。」居囿中臺上以觀之。》1060》五三一 《嬰子說之、因爲請、公許之。晏子見、公曰、「翟王》0778 《子羊之》4719 [□] 也、寡人甚說之、欲祿之以萬、其足乎。」》0791》五三三 《晏子》3700 《進答曰、「公言過矣。昔衛士東野之駕也、》0663……》五三四 《□□羊之駕也、公弗說、嬰子說之、公因說》1685……》五三五 《…… [□□□] 君子所□。》???:》五三六 《今夫駕六駕八、固非先王之制也、今又重之、此其》2067……》五三七 《…… 《城之務》???:…… 《善、遂》???:……》五三八

3 [斷簡6枚、竹簡三枚分] (内・諫上・20章)

銀雀山漢墓竹簡『晏子』の資料的價值をめぐって (谷中)

《・景公之》3821…… 《公曰、「異哉 [□] ???:》五三九 《…… 《令所睹於 [□] ???:……》五四〇 《毋言其名、出氣事者兼月、瘠者 [□] 0942 《歲。子曰、「晏子》1942 《能明其所欲、景公能行其所善。》0599》五四一

4 [斷簡21枚、竹簡十枚分] (内・諫上・22章) 【3687】

《・景公將伐宋、師過泰山。公吾夢有二丈夫立而怒。》1017…… 《志其聲。」公恐、覺、痛頤、辟》1834》五四一 《門召占夢者曰、「今夕吾夢二丈夫立而怒。其怒甚盛。》0872 《吾猶睹其狀、志其》3715 《聲。」占夢者曰、「師過泰山》2814》五四三 《不用事、故泰山之神怒。 [□] 2139……》五四四 《者之言曰、「師》3313 《過泰山而不用》3947 《事、故泰山之神怒。今吾欲使人誅》1080 《祝史。」晏子俯有聞、仰而答曰、「占夢者》0938》五四五 《弗識也。是》4467 《非泰山之神也、是宋之先也、湯與伊尹也。」公疑》0802 《猶以爲泰山。晏子曰、「公疑之、則嬰請問湯》0818》五四六 《…… 《豐下、倨身而揚聲。」公曰》2703 [□] 《伊尹黑以短 [□] 以逢、豐上兌》2496》五四七 《 [□□□] 《而下聲。」公》3637……》五四八 《唯宋耳、而公伐之。故湯伊尹怒。請散師以和平。》0820…… 《子曰、「公伐無罪之國、以怒明神、不易行》1153》五四九 《 [□□□] 進師以戰、禍非嬰之所知也。師》1125 《若果進、軍必有災。」軍進再舍、將殪軍鼓毀。公恐、辭》4900》五五〇 《 [□□□□□] 》《不果伐宋。》4884》五五一

5 [斷簡12枚、竹簡四枚分] (内・諫下・18章)

《・景公登路》3960《寢之臺、不能終上而息於陞。公曰、孰爲高臺、其病人之甚也》晏子《0416……》五五二《使民如》3661《罪也。夫古》3148《爲宮室臺榭》3663《者、節於身而調於民、不以為奢侈。及夏》0974《也、其王筮》3749《欲行棄義》4235《作爲頃宮靈臺。殷之》1997《也、其王紂作爲環室玉門。廣大者有賞、卑小》0842《者有罪、是以》2888《身及焉。今君卑亦有罪、高亦有罪、吏審從事、不免於罪、臣主俱困而無所辟患》0262》五五五

9 [斷簡12枚、竹簡五枚分] (内・問上・3章)

《・景公與兵將伐魯、問晏子。晏子曰、「不可。魯君好義而民戴」4884《義者安、見戴者和、安和之禮存》0861》五五六《焉、未可攻》4112《也。攻義》4257《者不祥、危安者必困。且嬰聞之、伐人者德足以安其國、正足以和其民、國安民》0377》五五七《和、然后可以興兵而正暴。今君好酒而養辟、德无以安國》0731《厚藉斂、急使令、正无以和民。德无以》0900》五五八《安之則危、正》2901《和之則亂。未免乎危亂之禮、而》0979《之國、不可。不若脩德而待其亂也。其》1046》五五九《怨上、然後伐之、則義厚而》2293《適寡、利多則民勸。》公曰、「善。」不果伐魯。》0919》五六〇

7 [17枚、竹簡七枚分] (内・問上・10章)

《・景公問》3961《寡人志氣甚痿、身體甚病。今吾欲具

1233《圭璧犧生、令祝宗薦之上下。意者禮可好》0734》五六一《福乎。》晏子曰、「嬰聞之、古者先君之福也、正必合乎民、行必順乎神。節宮室、母敢大斬伐、母》0369《以服山》3103》五六二《林、節飲食、母敢多田漁、以母墮川砥。祝宗用事、辭罪》0384《也。》是以神民俱順、而山川入臻。》1515》五六三《今君之正反乎民、行季乎》1572《神。大宮室而多斬伐》2813……《是以神民俱怨、而山》2928》五六四《川收瑤。司過薦至、而祝宗察福、意逆乎。》公曰、「寡人非夫子》0394《聞此。請革心易行。》於是》2392《勿羨、祝宗用事、辭罪而不敢有察》(祈)》求也。故隣》1900・4919》五六六《國患之、百姓親》3024《之。晏子沒而後衰。》0559》五六七

8 [斷簡9枚、竹簡五枚分] (内・問上・17章)

《・景公問晏子曰、「賢君之治國若何。》0908《君之治國也、其政任賢、其行愛民、其取下》1220》五六八《其自養儉、在上不犯下、任治不傲窮、從邪害民者》0848《舉過者有賞。其政、刻上而議下、正》0907》五六九《徹而救窮、不因喜以加賞、不因怒以加罰》0822……《怒以危國、上無驕行、下無諂德、上無私》1459・2886》五七〇《衆、下無私》義、無朽蠹之藏、無凍餒之民。是以其士民蕃滋而尚同、民安樂而尚親。賢君之治國》0600》五七一《若此。》1233》五七一

9 「10枚、竹簡五枚分」(内・問上・18章)

《・景公問於晏子曰、「明王之教民何若。」晏子答曰、「明」□□□ 0754  
……《令、先之以行》? ? ? 《養民不苛、而□之以刑。》2610 五七三  
《所求於下者、弗務於上、所禁於民者、弗行於身。》守 0821 □□□  
□□□ 《以利、立法義、不犯之以邪。苟所求於民、不以 0823 五七四  
《……《事以任民、中聽以禁邪。》2616 《不窮之以勞、不害之以實。苟  
所求於民、不以事逆、故 0855 五七五 《下不敢犯禁也。古者百里  
異名、千里異習。故明王修道 0823……》五七六 《不相遺 》3478  
《也。此明王之教民也 》2453 五七二

10 「斷簡19枚、竹簡七枚分」(内・問上・20—21章)

《・景公問晏子曰、「忠臣之行、何如。」答曰、「忠臣不合 0896……  
□□□ 平前、弗華於外、寡 2054 五七八 《位以爲忠、不刻 》1960……  
《事太子、國危不交諸侯、□□□ 1695 《順則進、否則退、不與君行邪。  
此忠臣之 》0946 五七九 《行也。公又問曰、「佞人之事君、如何。」  
答曰、 1172 《意難之不至也。明言行□飾其□□□ 无欲也、 說□□  
4923 五八〇 《其交、觀之 》2904 □□□ 《欲、而微爲之 》4139  
《竊求君之比適 》3683……《爵而外輕之以誣行 》2988…… 五八一  
□□□ 《而面公正以爲廉 》3808 《誣行爲廉以夜上。工於取、蜚乎□、歡  
乎新、慢乎故、吝於財、薄乎施。睹貧窮 0316 五八一 《若弗式、  
趨富 》? ? ? 《利若弗及、非譽不徵乎 》2588 《情、而言不合乎行、身股  
存所議而好論賢不肖。有之 》0266 五八三 《□□□ 不難非之 》3784  
《人、无之□□□ 不難求之人 》2852 《此佞人之行也 》4933 五八四

銀雀山漢墓竹簡『晏子』の資料的價值をめぐって(谷中)

11 「7枚、竹簡五枚分」(内・問下・22—23章)

《……《樂民。有問 》3655 五八五 《……民、行莫賤於害民。又問  
曰、「吝嗇之於行何如。」1163 五八六 《答曰、「嗇者、君子 》4154  
《之道也、吝愛者、小人之行也。」叔向曰、「何謂也。」答曰、□□□  
□□□ 《而節用之、富无 》0599 五八七 《……《貧、之謂嗇。積財不能分  
人、獨自養、之謂吝。不能自養、又不能分人、之謂愛。故 0210 五  
八八 《嗇者、君子 》2960 □□□□ 《吝愛者、小人之行也。 》  
1162 五八九

12 「斷簡22枚、竹簡八枚分」(内・雜上・2章)

《・晏子爲壯 》2513 《公臣、言用、晦朝、賜爵 》2169 《益邑。我而  
不用、晦朝、致邑與爵。爵邑盡、退朝而乘、涓然僕、僕終而笑。 》0314  
五九〇 《其僕曰 》4867 「□□□ 《僕笑相 》278 《從之數也。 》3851  
《子曰、「吾僕 》4815 《也、嘆哀吾君必不免於難也。 》? ? ? 《吾笑 》3212  
…… 》五九一 《吾夕无死已。 》2664 《崔杼果式壯公。晏子立於崔子  
之門。從者曰、「何不死乎。」晏子曰、「獨吾君與(歟)。吾死也。 》  
0175 五九二 《何不去乎。 》曰、「吾罪歟哉。吾亡也。 》然則何不  
0513 □□□ 《君死焉歸。夫君人者幾以冷民、社稷是主也。故 》  
0805 五九三 《君爲社稷死則死之、君爲社稷亡則亡之。若君爲己  
死、爲己 》0753 □□□ 《其私親、孰敢任之。人有君而殺之、吾 1891 》  
五九四 《焉得死 》3474 《焉得仁。 》4733 《門啓而入。崔子曰、晏  
子 》2337 □□□ 《子曰、「過始弗智也。過衆弗智也。吾何爲死。且 》



1215 五九五 《吾聞之、以亡爲行者不足以存君、以死爲義者不足以》0781 《立功。嬰豈婢子哉。縊而從之。》遂相免坐、枕君》0804》  
五九六 《□□》《哭。興、九甫而出》2465》五九七

13 〔斷簡29枚、竹簡三枚分〕〔内・雜下・4章〕【2524/2588/2992/3007/3170/3922/】

《・景公脩菴》1953 《帚之臺、臺成》3178 《公不尙焉。柏常騫見曰、□□2524 □□□甚急。今成、何爲不尙焉。》公曰、「然。每》1812》五九八 《□□□□》《鳴焉、其聲无不爲也、吾是以不尙焉。》柏常騫》0516 《騫曰、□□□臣請□而去之。》公曰、「若。》令官具柏》0811》五九九 《常騫之求。柏常騫曰、「无求也。請築新室、以茅茨之。》室成、具白茅而已矣。柏常騫夜用事》0407 《焉》3007》六〇〇 《且見於公曰、「今夜尙聞》1110 《梟聲乎。》公曰、「吾壹聞》2001 □□□□》《矣。》柏常騫曰、「□□???

〇六 《「諾。爲之。》今寒》2588 《將大祭、以爲君請壽。故將往、以聞。》晏》0915 《子□、「諛。夕善矣、能爲君請壽。雖然、徒祭可》0508》六〇七 《《以益壽□。》3922 《柏常騫曰、「可。》晏子曰、「嬰聞之、唯正川□》1680 □□可以益壽而已矣。今徒祭、可以益壽、若》1792》六〇八 《謹爲之。然得壽則有見乎。》柏常騫曰、「得壽》4880 □□□□□曰、「昔吾見維星絕、樞星散、地其》2217》六〇九 《《將動、女以》2891 《是乎。》柏常騫附有聞、合曰、「然。》晏子曰、「爲》0709 《□□□、弗爲損年、數爲之而母求財官。》0923》六一〇

14 〔斷簡10枚、竹簡六枚分〕〔外・第7・19章〕【3815】

《高子問晏》???: 《心壹與、夫子之心三與。晏子曰、「善》2037》六一一 《戕、問事君。嬰聞之、一心可以事百君、三心不可事》0486 …… 《嬰心非三也。且嬰之事靈公也》2489》六二一 《…… □□勇力、勝欲辟於邪、而》2125》六二三 《《嬰非能禁也、故退而鯉處。嬰聞之、言不用者、不受其祿》0775 …… □□不善其事、不與難。》2181 《吾於壯公行之矣。今》2254》六一四 《之君、輕國重樂、薄民》1645 ……》六一五 《君乎。》2555》六一六

15 〔斷簡18枚、竹簡七枚分〕〔外・第8・1章〕

《中尼之齊、見景公。景公說之、將欲封之》1038 《以醴稽、以告晏》2358 ……》六一七 《下、好樂而》2890 □□□□□ 《治、立令而殆》2968 □□ 《不可使守職。久葬》2818 《而循哀、不可使子民。□□□□ ……》2624》六一八 《谷、不可以道》4152 □□□□□ 《之威、

周室之卑 3184……〈民行茲薄、聲樂繁充、而世茲衰。今 0930〉六  
一九 〈孔丘盛爲容飭以盡世、絃歌 1315……〉衆、博學不 2222  
□□□□ 六一〇 □□思不可補民、彙讐 2533 不能專 3612 其  
教、當年不能行其禮、積材不能諳其樂。繁飭登降以營世君 4893  
六二二 〈盛爲聲樂以淫愚民。其道不可以視□ 1883 其教不可以  
道衆。今君封之以移齊俗、非所以道國先民 4916 六二二 也。〉  
公曰、「善。」於是重其禮而留其封、敬見之而不問 0405 其道。仲尼  
□去 1312 六二二

16 「斷簡14枚、竹簡七枚分」(外・第8・18章)

〈・晏子没十有七年、公飲諸大夫酒。公射、出質、堂上昌 0833  
□□□□ 〉、公組色大息、蕃弓矢。紀章入。公曰 0741 六二四  
〈章、自吾失 2866 □□ 〉於今十有七年、未嘗聞吾不善。今射出  
質、昌善者若出一口。』笏章合曰、「此諸臣之不宵 0410 六二五  
也。智不足以智君之不善、勇不足以犯君之顏、此諸臣□不 0871  
肖也。然而有一焉、臣聞斥蠖食黃其身 0903 六二六 黃、食青  
其身 2637 □。君其有食乎由人之言輿。」公曰、「善。」紀 0909 章  
出。自海人入魚五十乘以賜紀章。章歸、魚塞 1282 六二七 □□  
□□ 〉之手曰、「襄之昌善者皆欲若魚者也。昔者 0650 晏子辭賞以  
正君、故過不畀。今諸臣出與 0835 六二八 以弋利、故出質而昌  
善者若出一口。今所以輔君未見於 0537 □□□□□□ 晏子之  
義、而順出與 1363 六二九 之欲也。固辭而不受。」公曰、「紀章  
之廉、晏子之 1020…… 六三〇

銀雀山漢墓竹簡『晏子』の資料的價值をめぐって(谷中)